第1編　総則

第1章 総則

第1節　適用範囲

本基準書は、本市建設局総務部測量明示課が実施する測量業務に付する場合の委託費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

また、この基準書に記載のないものについては、国土交通省監修「設計業務等標準積算基準書　同（参考資料）令和８年度版」によるものとし、都市部官民境界基本調査後続業務については、公益社団法人全国国土調査協会監修「地籍調査事業費積算基準書2026年4月1日版」によるものとする。

なお、積算基準の改訂は原則年２回実施し、改訂内容については、次のとおりである。

労務単価改定時期：4/1

歩掛・損料・積算基準書改定時期：10/1

第2章 測量業務費の積算

第1節 測量業務費

１．見積もりによる場合

１）見積もりを徴収する場合は、作業内容、作業量、見積もり有効期限等の条件を提示し、見積もり依頼を行う。

２）見積もりは、原則として3社以上から徴収し、最低価格の100％を採用する。
ただし、やむを得ず1社のみの見積もりとなった場合にもその価格の100％を採用する。
なお、見積もりは設計時における実勢価格であることを確認する。

２．諸雑費

１）当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

２）単価表

（イ）単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

（ロ）金額は「諸雑費」の名称で計上する。